書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２号

群馬県太田市矢場町２７０７番地
清算株式会社　株式会社Ｙ商事
１　決定年月日　令和８年５月２６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所太田支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００２号

広島市西区商工センター１丁目６番34号
清算株式会社　ＪＩＲＡＵＤ株式会社
代表清算人　奥原　誠次郎
１　決定年月日　令和８年５月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
本協定の対象となる協定債権者は、別表「債権額一覧表」の「債権者名」記載のとおりであり、協定債権は、別表「債権額一覧表」記載の元金及び利息・損害金債権並びに同債権のうち元金に対する令和６年６月15日以降（広島信用金庫のみ令和６年６月11日以降）の利息・損害金債権の全額とする。
第２　共益的債権及び優先債権
特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。
第３　協定債権の弁済及び権利の変更
１　本協定に基づく弁済は行わない。
２　清算株式会社は、協定債権者全員から、協定債権について、本協定の認可決定確定時に、全額の免除を受ける。
３　清算株式会社に新たな財産が発見され、第２記載の請求権等に対する弁済後に残金が生じた場合、協定債権に対して按分して弁済する（按分計算の結果生じる１円未満の金額は切り捨てるものとする。）。この場合、当該弁済額の範囲で前項の免除は遡及的に効力を失うものとする。
（別表省略）

以上
広島地方裁判所民事第４部